

PHRの利活用に向けて

経営環境研究部 研究員 世良 多加紘(せら たかひろ)

全世代型社会保障に向けた改革議論では、我が国の医療が抱える課題の一つとして、予防・健康づくりの強化やセルフケア、セルフメディケーション^(注1)の推進による健康寿命の延伸が取り上げられている。

予防やセルフケア等に取り組むうえで、個人が自身の健康・医療情報を一元的に確認できることが重要となる。その手段として注目されているのが、Personal Health Record(以下PHR)と呼ばれる個人の医療・健康データの活用であり、そのデータベースの構築および活用方法が検討されている。

本稿ではPHRについて、利活用の方法や活用事例、利活用に向けた課題等を概説する。

(注1) セルフケアとは、自身で自身の健康を管理することであり、セルフメディケーションとは、軽度な身体の不調を自身で手当てすることである。

PHR利活用の方法

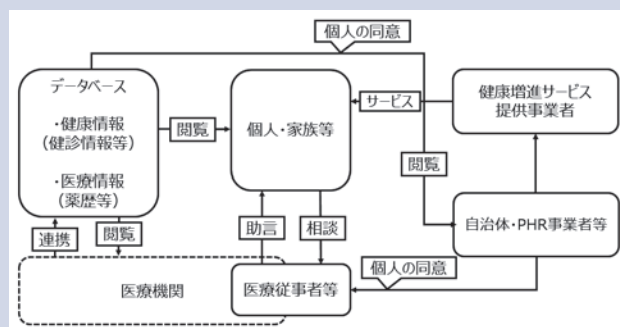
PHRとは、電子的に個人ごとに一元管理される個人の保健医療情報の記録であり、健診情報や薬歴、健康に係る日常生活行動などのデータを総称したものである。

PHR利活用の方法としては、①個人の日常生活習慣の改善等の健康的な行動の醸成、②効果的・効率的な医療等の提供、③公衆衛生施策・保健事業の実効性向上や災害等の緊急時の利用、④保健医療分野の研究、という4つが想定されているが、まずは①から段階的に整備していくことが方針として打ち出されている。

PHRの利活用方法について、①のイメージをまとめたのが資料1である。まず、個人の健康情報や医療情報がデータベース上に記録される。個人や家族は、データベース上のPHRをいつでも閲覧でき、一元化された情報をもとに日常生活習慣の改善を図ることができる。他にも、疾病の予兆をつかむことで、疾病予防やセルフケア、セルフメディケーションに役立てることができる。

またPHRは、個人が同意すれば、自治体やPHR収集を事業として行うPHR事業者等を介して、医師や保健師といっ

資料1 PHRの利活用イメージ



(出所)厚生労働省・総務省・経済産業省「Personal Health Record (PHR)の進捗について」
 [未来投資会議 構造改革徹底推進会合 健康・医療・介護 第9回]より第一生命経済研究所作成

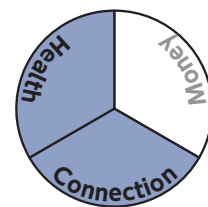
た医療従事者等に連携することが可能である。個人やその家族は、PHRを連携した医療従事者等から、健康増進に関する助言等を受けられる。さらに、健康増進サービス提供事業者等にPHRを連携した場合も、個人は生活改善方法の提案や自己管理サポート等のサービスを受けることができる。

PHRの活用事例

全国的な整備が進められようとしているPHRであるが、我が国では、一部の先進的な自治体において、個人の健康管理や疾病管理にPHRが活用されている事例がある(資料2)。

たとえば、西宮市等においては、糖尿病の重症化予防を目的として、医療機関から取得する診察・検査データ、薬局から取得する調剤データ、保険者から取得する特定健診データ、スマートフォンのPHR管理アプリやウェアラブル端末から取得するバイタルデータ等を本人の同意を得て保険者や疾病管理事業者が利用できる仕組みが整備されている。利用者は糖尿病に関するデータが一定の数値より悪化すると、本人のスマートフォンアプリにアラートが通知されたうえで、本人の同意の下、PHRを参照した保険者等が患者に適切な指導を実施する。

また、海外においては国全体で取り組みが進んでいる例もある。たとえば、デンマークでは、PHRを閲覧できる公的



資料2 PHRの活用事例

モデル	概要
①妊娠・出産・子育て支援PHRモデル (前橋市)	乳幼児検診、予防接種、妊婦健診、お薬手帳、妊婦のバイタルデータ等を収集し関係者で共有・活用。母子への効果的な健康支援、迅速な救急医療の実現、データ二次利用による疾病予防研究へ活用。
②疾病・介護予防PHRモデル (神戸市ほか)	介護保険、健康診断、個人のバイタルデータ等をもとに個人の介護リスクスコアを評価し、個人・地域の状況に応じた適切な介護予防サービスを提供。
③生活習慣病重症化予防PHRモデル (西宮市、郡山市、多久市、那珂川市)	特定健診データ、診察・検査データ、調剤データ、個人のバイタルデータ等を、疾病管理事業者による人的サービスと組み合わせ糖尿病の重症化を予防。
④疾患医療・介護連携PHRモデル (大和市)	「かかりつけ連携手帳」を電子化し、医療機関、訪問看護・介護施設の情報、個人の血圧・体温等のデータを本人のスマホに保存し転居先や避難先で提示・活用し、診療や介護サービスを適切に提供。

(出所) 総務省「総務省のPHRに関する取組」「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会 第1回」より第一生命経済研究所作成

ウェブサイトがすでに整備されている。公的ウェブサイトでは、利用者が自身の医療記録、薬歴、検査結果、受診履歴等のデータを閲覧でき、健康管理や疾病予防に活用できる。他にも、第三者とのPHRの共有も可能であり、医療従事者はPHRにアクセスしたうえで効率的な治療を行うことができる。

PHR利活用に向けた課題

我が国では、国民皆保険等によりPHRのもととなる医療情報等の蓄積はすでにあり、またそれを個人に紐付ける仕組みも作られつつある。しかし、PHR利活用に向けては、いくつか課題が指摘されている。

1つ目は、情報の適切な管理である。PHR利活用に向けては、利用者にとっての利便性確保とプライバシー確保の両立が求められる。利用者の利便性を考えれば、受診した医療従事者等の第三者がPHRにアクセスできることが望ましい。一方で、情報のプライバシー性が高いため、第三者の利用には個人の同意や個人を識別できる情報等を取り除く匿名化が必要となる。これに伴い、情報の提供範囲や同意取得の方

法といったルールの方策や匿名化の仕組みの整備等を通じて、情報が適切に管理される必要がある。

2つ目の課題は、情報の電子化と標準化である。個人の医療データの蓄積や共有を促すためには、カルテ等の医療情報の電子化・標準化が必要となる。電子カルテシステムの普及率は近年高まっているものの、2017年時点では、約4割程度であり、特に小規模の医療機関でのより一層の普及が求められる状況にある。また、情報の標準化も課題となる。多くの医療機関や事業者等がPHRを利活用するためには、標準化により互換性を高めることで、オープンな利用やサービス開発等が促進される必要がある。

3つ目の課題は、閲覧性の確保である。転居や転職等によって、管理者である自治体や事業主等が変更された場合でも、いちいち申請せずに過去の情報も含めて一覧でPHRを閲覧できることが望ましい。他にも、閲覧する際に利用する画面や操作手順を統一する等、使い勝手の良い仕組みを整備する必要がある。

4つ目の課題は、既存インフラの活用である。マイナンバーカード利用者向けのオンラインサービス「マイナポータル」には、予防接種情報を閲覧できる機能がすでにあり、2020年6月からは新たに乳幼児健診の結果を確認できるようになった。今後も、特定健診情報、薬剤情報等、閲覧機能の対象拡大が予定されており、PHRのインフラとしての役割が期待される。しかしながら、利用に必要なマイナンバーカードの普及率は、2020年11月時点で21.8%にとどまっている。マイナンバーカードのさらなる普及は、PHR利活用を進めるうえで重要な取組みといえる。

PHRは、国民の生活習慣改善や疾病予防等に取り組むうえで有用であると考えられており、健康寿命の延伸を通じて、わが国の社会保障制度の持続可能性確保にもつながる取組みといえる。全世代型社会保障制度改革の一環として、PHRのさらなる利活用が期待される。